

独立行政法人国立病院機構静岡医療センター

受託研究審査委員会規程

第1章 受託研究審査委員会

(目的と適用範囲)

第1条 独立行政法人国立病院機構静岡医療センター受託研究審査委員会標準業務手順書(以下「本手順書」という。)は当院における「受託研究取扱規程」及び「企業主導治験に係る標準業務手順書」に基づいて、企業主導治験規程第12条第1項の規定により院内に設置された治験審査委員会である受託研究審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法等を定めるものである。

- 2 本手順書は、受託審査委員会に審査依頼される受託研究に対して適用する。受託研究とは当院、国及びそれに準じる機関以外の者(以下「依頼者」という。)から委託を受けて行う研究(以下「受託研究」という。)であり、治験又は製造販売後臨床試験(以下「治験等」という。)、製造販売後調査(以下「調査」という。)が含まれるが、その限りではない。
- 3 製造販売後臨床試験及び調査については、医薬品GCP省令第56条、医療機器GCP省令第76条及び再生医療等製品GCP省令第76条に準じ、「治験」等とあるのを「製造販売後臨床試験」等と該当箇所を適宜読み替えることにより、本規程を適用する。
- 4 医療機器の治験に対しては、「医薬品」、「治験薬」、「被験薬」、「治験使用薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「医療機器」、「治験機器」、「被験機器」、「治験使用機器」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と該当箇所を読み替えることにより、本規程を適用する。
- 5 再生医療等製品の治験については、「医薬品」、「治験薬」、「被験薬」、「副作用」及び「同一成分」とあるのを「再生医療等製品」、「治験製品」、「被験製品」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構成細胞又は導入遺伝子」と該当箇所を読み替えることにより、本規程を適用する。
- 6 静岡医療センターで実施あるいは申請中の治験と同一の治験について当院以外の医療機関(以下、「外部医療機関」という。)より審査を依頼された場合は、これを審査できるものとする。ただし、審査の依頼に先立って院長と外部医療機関の長との間で「治験審査に関する委受託契約」を締結するものとする。

(受託研究審査委員会の責務)

- 第2条 受託研究審査委員会は、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図り、保護しなければならない。
- 2 受託研究審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある受託研究には特に注意を払わなければならない。
 - 3 受託研究審査委員会は、倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から受託研究の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(受託研究審査委員会の設置及び構成)

第3条 受託研究審査委員会は、院長が指名する者10名以上をもって構成する。なお、院長は受託研究審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) 委員長:臨床研究部長
 - (2) 副委員長:副院長
 - (3) 委員:統括診療部長、医局長、副医局長、薬剤部長、看護部長
 - (4) 医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員(下記(5)の委員を除く):事務部長、企画課長、業務班長
 - (5) 独立行政法人国立病院機構静岡医療センターと利害関係を有しない委員:院長が指名する3名
- 2 委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 3 受託研究審査委員会は、男女両性で構成されることが望ましい。
- 4 委員長が何らかの事由があり職務を行えない場合には、副委員長が原則としてその職務を代行する。また委員長及び副委員長が共に職務を行えない場合には、第1項に規定する委員のうち1名がこれを行う。なお、副委員長以外の者が代行する場合には、議事録等に代行する旨とその理由を記録する。
- 5 第1項の委員に欠員が生じた場合には、院長は後任の委員を指名する。この場合、後任の委員の任期は、前任者の残余期間とする。

(受託研究審査委員会の業務)

第4条 受託研究審査委員会は、その責務の遂行のために、次の最新の資料を院長等から入手しなければならない。

治験等の場合

ア 治験実施計画書(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)

但し、実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師となるべき者の氏名及び職名並びに各実施医療機関を担当するモニター(モニターが複数である場合にはその代表者)の氏名、職名及び電話番号等の医療機関に特有の情報について治験実施計画書の別冊とされている場合は、当院に係るもののみでも良いこととする。

イ 症例報告書の見本

但し、治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解することができる。

ウ 説明文書・同意文書(治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成したもの)

エ 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)

オ 治験責任医師及び治験分担医師の氏名を記載した文書(参考書式5)

カ 治験薬概要書又は治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載した文書

キ 被験者の安全等に係る報告(書式8、書式9、書式12、書式13、書式14、書式15、書式16、書式19、書式20、詳細記載用書式)

ク 治験の費用の負担について説明した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する資

料)

受託研究審査委員会が必要と認める場合、治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用に関する資料の提出を求めることができる。

- ケ 被験者の健康被害に対する補償に関する資料
- コ 治験責任医師が医薬品GCP省令等に規定する要件を満たすことを証明した履歴書(書式1)及び調査審議に必要な場合、治験分担医師の履歴書(書式1)
- サ 治験の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)(書式11)
- シ 院長が外部医療機関の長より調査審議の依頼を受けた場合には、医療機関概要、治験に関する設備・機器の具備状況等を示す文書、治験関連文書(標準業務手順書等)の具備状況を示す文書、被験者の安全性の確保について記載した文書(緊急時における当院以外の医療機関一覧)
- ス 治験の終了または中止等に関する資料(書式17、書式18)
- セ その他受託研究審査委員会が必要と認める資料

調査の場合

- ア 調査実施要綱又は研究実施計画書(調査責任医師と調査依頼者が合意したもの)
- イ 調査票又は症例報告書(調査責任医師と調査依頼者が合意したもの)
- ウ 説明文書・同意文書およびその他の説明文書(同意が必要な場合)
- エ 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
- オ 被験薬の添付文書及び必要な資料
- カ 被験者の安全等に係る報告
- キ 被験者への支払いに関する資料(支払いがある場合)
- ク 被験者の健康被害に対する補償に関する資料(必要な場合)
- ケ 予定される調査費用に関する資料(必要な場合)
- コ 調査の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
- サ その他受託研究審査委員会が必要と認める資料(企業との連携がある場合、利益相反に関する資料、医師主導治験については、治験調整医師の履歴書等)

2 受託研究審査委員会は、次の事項について調査審議し、記録を作成する。

治験等の場合

- (1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点からの妥当性に関する調査・審議事項
 - ア 当院が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を講じることができる等、当該治験を適切に実施できること
 - イ 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で適格であるか否かを最新の履歴書等により検討すること
 - ウ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること
 - エ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること
 - オ 被験者の同意を得る方法が適切であること
 - カ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること
 - キ 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること

- ク 受託研究審査委員会が必要と認める場合に提出される、治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用に関する資料等の内容・方法が適切であること
- ケ 被験者の募集手順（広告等）がある場合には、募集の方法が適切であること
- (2) 治験実施中又は終了時に行う調査・審議事項
 - ア 被験者の同意が適切に得られていること
 - イ 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査・審議すること
 - (ア) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - (イ) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
 - ウ 治験実施中に当院で発生した重篤な有害事象報告について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること
 - エ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること
- 注) 重大な情報
 - (ア) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
 - (イ) 重篤な副作用又は治験使用薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書又は治験使用薬（被験薬を除く。）に係る科学的知見を記載した文書から予測できないもの
 - (ウ) 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの又は治験使用薬及び市販医薬品の使用による感染症によるもの
 - (エ) 副作用又は治験使用薬及び市販医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
 - (オ) 治験の対象となる疾患に対し効能若しくは効果を有しないことを示す研究報告
 - (カ) 副作用又は感染症によりがんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
 - (キ) 当該被験薬と同一成分を含む市販医薬品に係る製造又は販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- オ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること
- カ 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発の中止を確認すること
- (3) その他受託研究審査委員会が求める事項
- 調査の場合
 - (1) 調査を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ア 当院が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該調査を適切に実施できること
 - イ 調査の目的、計画及び実施が妥当なものであること
 - ウ 被験者の同意を得るに際しての同意文書及び説明文書の内容が適切であること（同意の必要がある場合）
 - エ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること（必要な場合）

- オ 予定される調査費用が適切であること
 - カ 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること
 - キ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること
 - ク 患者個人が特定できないようにされていること
 - (2) 調査実施中又は終了時に行う調査・審査事項
 - ア 被験者の同意が適切に得られていること(同意の必要がある場合)
 - イ 被験者に対する危険を増大させるか又は調査の実施に重大な影響を及ぼす調査に関するあらゆる調査実施要綱、研究実施計画書の変更の妥当性を審査すること
 - ウ 調査実施中に当病院で発生した重篤な副作用について検討し、当該調査の継続の可否を審査すること
 - エ 調査の実施状況について少なくとも1年に1回以上報告すること
 - オ 調査の終了、中止又は中断を確認すること
 - (3) その他受託研究審査委員会が求める事項
 - 3 受託研究審査委員会は、治験責任医師に対して受託研究審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく院長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験等に参加させないように求めるものとする。ただし、全例調査や副作用詳細調査等、受託研究審査委員会委員長が承認する場合はこの限りではない。
 - 4 受託研究審査委員会は、被験者に対する緊急の危険を回避するためなど医療上やむを得ない場合、又は変更が事務的事項に関するものである場合(例:治験依頼者の組織・体制変更、実施医療機関の名称・診療科名の変更、実施医療機関及び治験依頼者の所在地又は電話番号の変更、治験責任医師の氏名表記、所属及び職名の変更、モニターの変更)を除き、受託研究審査委員会から承認の文書を得る前に治験実施計画書からの逸脱又は変更を開始しないよう求めることとする。
 - 5 受託研究審査委員会は、治験責任医師又は治験依頼者が以下の事項について院長等を経由して受託研究審査委員会に速やかに文書で報告するよう求めるものとする。
 - (1) 治験期間中の審査の対象となる文書の追加、更新または改訂が行われた場合における最新のもの
 - (2) 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更に関する報告
 - (3) 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼす治験に関するあらゆる変更
 - (4) 全ての重篤で予測できない副作用等
 - (5) 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある新たな情報
- 但し、あらかじめ、治験依頼者、受託研究審査委員会及び院長の合意が得られている場合には、医薬品GCP省令第20条第2項及び第3項、医療機器GCP省令第28条第2項及び第3項又は再生医療等製品GCP省令第28条第2項及び第3項に関する通知に限り、治験依頼者は、治験責任医師及び院長に加えて受託研究審査委員会にも同時に通知することができる。また、治験審査委員会は、院長に加えて治験責任医師及び治験依頼者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合においては、医薬品GCP省令第32条第6項、医療機器GCP省令第51条第

6項又は再生医療等製品GCP省令51条第6項の規定に基づき、院長が受託研究審査委員会等の意見を治験依頼者及び治験責任医師に文書により通知したものとみなす。

- 6 治験審査委員会は被験者に対して直接の臨床的利益が期待できない非治療的な内容の治験であって、被験者の同意を得ることが困難な者を対象とすることが予測される治験について承認する場合には、かかる被験者の参加を承認する旨を承認文書に記載する。
- 7 緊急状況下における救命的な内容の治験において、被験者による事前の同意を得ることが不可能で、かつ、被験者の代諾者と連絡が取れない場合にも治験が行われることが予測される場合には、承認文書中に、被験者及び代諾者の同意なしに治験に参加する際の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るための方法、及び治験責任医師等ができるだけ速やかに被験者又は代諾者となるべきものに対して説明し同意を得た経緯と結果を治験審査委員会に報告するよう記載する。

(受託研究審査委員会の運営)

第5条 受託研究審査委員会は、原則として月1回(第3週水曜日)開催し、8月は休会とする。但し、院長から緊急に調査審議を求められ、委員長が必要と判断した場合には、随時受託研究審査委員会を開催することができる。

- 2 受託研究審査委員会は、実施中の各受託研究について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で受託研究が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。なお、必要に応じて受託研究の実施状況について調査し、必要な場合には、院長に意見を文書で通知するものとする。
- 3 受託研究審査委員会の開催に当たっては、あらかじめ受託研究審査委員会事務局から原則として1週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。
- 4 受託研究審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。
 - (1) 審議の採決に参加できる委員が委員総数の過半数が参加していること。
 - (2) 第3条第1項(4)の委員が少なくとも2名参加していること。
 - (3) 第3条第1項(5)の委員が少なくとも2名参加していること。
- 5 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
- 6 次に掲げる委員は、その関与する受託研究について情報を提供することは許されるが、当該受託研究に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
 - (1) 依頼者の役員又は職員その他の依頼者と密接な関係を有する者
 - (2) 受託研究責任医師又は受託研究責任医師と密接な関係を有する者
 - (3) 院長、受託研究分担医師又は協力者
 - (4) その他受託研究に密接な関係を有すると受託研究審査委員会が判断した者
- 7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を委員会に出席または文書で意見を聞くことができる。
- 8 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。
- 9 意見は次の各号のいずれかによる。
 - (1) 承認する

- (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す(受託研究の中止又は中断を含む)
 - (5) 保留する
- 10 院長は受託研究審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて受託研究審査委員会に再審査を請求することができる。
- 11 受託研究審査委員会は、審査及び採決に参加した委員に関する記録(各委員の職業、資格及び所属を含む)、会議の記録及び治験等の審査の概要を作成し保存するものとする。なお、会議の記録の概要については次の各号により作成する。
- (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席委員名
 - (4) 議題(被験薬の成分記号又は一般名及び治験依頼者名含む。なお、第Ⅲ相試験の場合は開発の相及び対象疾患名を含める。)
 - (5) 審議結果を含む主な議論の概要
- 12 受託研究審査委員会は、治験等の審査終了後速やかに院長に、治験審査結果通知書(書式5)により報告する。治験審査結果通知書(書式5)には、以下の事項を記載するものとする。
- (1) 審査対象の治験
 - (2) 審査した資料
 - (3) 審査日
 - (4) 参加委員名(治験等の場合)
 - (5) 治験に関する委員会の決定
 - (6) 決定の理由等修正条件がある場合は、その条件
 - (7) 受託研究審査委員会の名称と所在地
 - (8) 受託研究審査委員会が医薬品、医療機器及び再生医療等製品GCP省令に従って組織され、活動している旨を受託研究審査委員会が自ら確認し保証する旨の陳述
- 13 受託研究審査委員会は、承認済の治験等について、治験期間内の軽微な変更の場合には、迅速審査を行うことができる。ここでいう軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が少なく、被験者への危険性を増大させない変更を言う。具体的には、治験依頼者の当院に係る組織・体制の変更、治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、治験分担医師の追加等が該当する。
- 迅速審査は、受託研究審査委員会委員長及び委員長が指名する1名の委員により行い、本条第9項に従って判定し、第12項に従って院長に報告する。委員が当該治験等の当事者となる場合、その委員は当該治験等の審議並びに審査の決定に加わることはできない。委員長が当該治験等の当事者の場合、その職務は副委員長が代行する。委員長及び副委員長が当該治験等の当事者の場合、その職務はあらかじめ委員長が指名した者が代行する。受託研究審査委員会事務局は、次の受託研究審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。
- 14 治験等以外の受託研究については、次の事項を遵守し、行うものとする。
- (1) 委員が当該受託研究の当事者となる場合、その委員は当該受託研究の審議並びに審査の

決定に加わることはできない。委員長が当該受託研究の当事者の場合は、当該研究の審議並びに審査の決定は副委員長が代行するものとする。

- (2) 委員会の決定(審議結果)は次の各号のいずれかによる。
 - ア 承認する
 - イ 修正の上で承認する
 - ウ 却下する
 - エ 既に承認した事項を取り消す(受託研究の中止又は中断を含む)
 - オ 保留する
- (3) 受託研究審査委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は受託研究審査委員会事務局が行う。
 - ア 再評価または再審査の申請を目的としたデータ収集のための製造販売後調査
 - イ 承認済みの研究について、研究期間内の軽微な変更
 - ウ 承認済みの研究について、本年度契約期間内の症例数の追加(必要に応じて)
 - エ 市販直後調査、副作用・感染症症例報告
 - オ 治験調整医師・医学専門家等に関する受託研究
- (4) 迅速審査は、受託研究審査委員長が行い、本条14項第3号にしたがって判定し、院長に報告する。
- (5) 委員長は、次回の委員会で迅速審査の内容と決定を報告する。

第2章 受託研究審査委員会事務局

(受託研究審査委員会事務局の業務)

第6条 受託研究審査委員会事務局(以下、「事務局」という。)は、院長が指名した次の者で構成する。治験審査委員会事務局は治験事務局を兼ねるものとするが、治験審査委員会の独立性に留意して業務を行うものとする。

- (1) 事務局長:臨床研究部治験管理室室長
 - (2) 事務局員:薬剤部治験主任およびその他若干名
- 2 受託研究審査委員会事務局は、受託研究審査委員会委員長の指示により、次の業務を行うものとする。
- (1) 本手順書の作成
 - (2) 委員名簿の作成
 - (3) 受託研究審査委員会の記録(Q and Aを含む)及びその概要(審査及び採決に参加した委員の名簿を含む)の作成
 - (4) 受託研究審査委員会の開催準備(開催予定日の公表を含む)
 - (5) 治験審査結果通知書(書式5)又は製造販売後調査結果通知書(調査様式3)の作成及び院長への提出
 - (6) 記録の保存
- 受託研究審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、会議の記録(Q and Aを含む)及びその概要、受託研究審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

- (7) その他受託研究審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
- 3 事務局は以下に示すものをホームページ等に公表する。
- (1) 受託研究審査委員会規程
 - (2) 委員名簿
 - (3) 会議の記録の概要
 - (4) 受託研究審査委員会の開催予定日
- 4 本条前項に関して変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。なお、本条前項第3号の会議の記録の概要については受託研究審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。
- 5 事務局は会議の記録の概要を公表する際、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の措置を講じた上で公表する。

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 受託研究審査委員会における記録の保存責任者は事務局長とする。

2 受託研究審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 本規定
 - (2) 委員名簿(各委員の職業、所属及び資格を含む)
 - (3) 提出された文書
 - (4) 会議の記録及びその概要(審議及び採決に参加した委員名簿を含む)
 - (5) 書簡等の記録
 - (6) その他必要と認めたもの
- 3 受託研究審査委員会における記録の保存責任者は、本条第2項に掲げる文書、記録の一部の保存・管理(廃棄を含む)を外部業者に委託することができる。

(記録の保存期間)

第8条 受託研究審査委員会における保存すべき文書又は記録は、(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。また、製造販売後臨床試験における記録の保存については、再審査又は再評価が終了する日までとする。ただし、治験依頼者等がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者等と協議するものとする。

- (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発の中止又は臨床試験の試験成績が承認申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合には、その通知を受けた日)
 - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
- 2 受託研究審査委員会は、院長を経由して、治験依頼者等より前項にいう承認取得あるいは開発の中止等に関する報告(書式18)を受けるものとする。

第4章 その他

（秘密の保持）

第9条 受託研究審査委員会の委員及び受託研究審査委員会の事務局員は、正当な理由なく、受託研究に関しその職務上知り得た被験者の情報及び機密事項を漏洩してはならない。また、これらの職にあった者についても同様とする。

（手順書の改訂）

第10条 本手順書の改正に際しては、事務局が起案し、受託研究審査委員会の協議を経て院長がこれを定める。

（附則）

この手順書は、平成17年5月25日から施行する。

平成18年 9月28日 一部改正

平成20年 6月 1日 一部改正

平成20年11月27日 一部改正

（第6条第2項から第4項に記載する受託研究審査委員会の公表に関する事項については平成21年4月1日から適用する）

平成24年 5月 1日 一部改正

平成25年 6月 1日 一部改正

平成26年11月 1日 一部改正

令和元年 7月18日 一部改正

令和7年 10月23日 一部改正